



令和4年9月16日
内閣府（防災担当）

「令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月13日（火）に閣議決定され、本日（9月16日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

① 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（法第10条）

土地改良区等が都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、補助事業に要する経費の9/10を補助。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） 農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)</p> <p>② 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第2項～第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。</p>	<p>宮城県松島町 熊本県球磨村</p>

3. スケジュール

9月13日（火） 閣議決定

9月16日（金） 公布・施行

<参考> 激甚災害指定の種類

- ・ 激甚災害（「本激」）：当該災害の査定見込額が激甚災害指定基準に該当した場合、年度途中に指定。【今回】
- ・ 局地激甚災害（「局激」）：査定見込額からみて当該災害が局地激甚災害指定基準に明らかに該当することとなると見込まれる場合、対象地域を明示して年度途中に指定。（「早期局激」）【今回】
- ・ 局地激甚災害（「局激」）：被災した市町村の災害ごとの査定事業費が局地激甚災害指定基準に該当した場合、年度末に指定。（「年度末局激」）

※いずれの種類に該当しても、措置が適用されることによる効果は同様。

政令第三百六号

令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害	法第十条に規定する措置並びに宮城県宮城郡松島町及び熊本県球磨郡球磨村の区域に係る激甚災害にあつては、法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

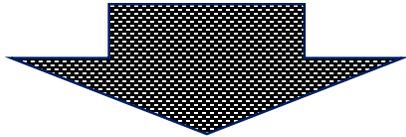
激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率
 - 農地 85%
 - (地方負担分への交付税措置を加えると97.8%)
 - (過去5カ年の実績の平均)



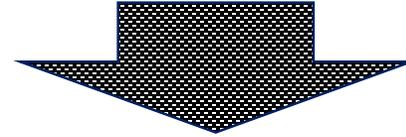
<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率を嵩上げ
 - 農地 85% ⇒ 96%
 - (地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
 - (過去5カ年の実績の平均)

(第10条) 土地改良区等の行なう 湛水排除事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

- 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助に要する経費の9/10を補助

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、
元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5% (財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入

(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満

⇒起債充当率 (農地)50%、74%(※)
(農業用施設、林道)65%、80%(※)

(※)特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。